

Date

No.

刑罰<sup>四</sup>におけるスイスと日本の<sup>三</sup>違い

1. テーマ 刑罰が軽いにもかかわらず治安が良いスイスと、厳罰化している日本との罪に対する意識の違い。

2. 動機と仮説 動機: 1989年に国連で死刑廃止議定書が採択され、国際社会において死刑制度の廃止が進んでいますが、日本は未だに署名も批准もしていません。それについて興味を持ち、日本の死刑制度賛成派の意見を調べてみると理由の1つに「犯罪の抑止力となっているから」という意見がありました。確かに日本は治安の良い国として犯罪率の低い国ランキングの上位に位置していますが、TOP10の中には刑罰が軽いはずのスイスがランクインしていました。厳罰化が進む日本と対極にあるスイスが、どうして治安が良いのか関心を持ち、たがらびです。

仮説: 死刑廃止国の数を比較したときに、ヨーロッパ州が多く、そのほとんどの国が死刑廃止国であることから、宗教による意識の違いだと思えます。

3. 調査方法 ① 改めて、日本とスイスの刑罰を調べて、刑罰の重さの違いを認識する。  
② いろいろな観点から日本とスイスの罪に対する向き合い方の違いを見つける。  
(宗教、刑罰の役割、性格、刑法の変化)

4. 結果 ① 日本の刑罰は死刑、懲役、禁錮、拘留、罰金、科料の6種類があり、他の刑と一緒に科すことのできないう付加刑として没収があります。

\* 死刑…絞首

懲役…刑務所の中で刑務作業をさせる。

(1日8時間で週5日あり、作業報奨金が支給される。)

禁錮…1ヶ月以上刑務所に収容。刑務作業は課せられない。

拘留…1日以上30日未満刑務所に収容。刑務作業は課せられない。

罰金…1万円以上(上限なし)

科料…1000円以上1万円未満

没収…犯罪に使われた凶器や、窃盗や収賄などで手に入れたものを取り上げる。

スイスの刑罰は刑法典で自由刑、公益的労働、罰金、科料の4種に区分されています。付加刑は、個別の事案における作用において不平等であり、不当であるとして改定された制裁制度においては定められていません。

\* 自由刑…犯罪者の自由を束縛する。(日本でいう懲役、禁錮、拘留と同じ役割。)

公益的労働…スイスでは強制労働、義務労働が憲法上で禁止されているため、自由刑の枠内で労働が命じられるとき、犯人の同意が不可欠としてこのように明記している。

罰金、科料は日本と同じ。

日本の最高刑は死刑とされていますが、スイスの最高刑は終身刑となっています。日本にも終身刑とよく似た無期懲役刑があります。日本では終身刑が「一生刑務所の中」のようにとらえられるため、仮釈放が認められる可能性のある無期懲役は終身刑とは異なります。仮釈放が認められるとしても、収容されてから最低でも30年は経過しなければ、仮釈放審理が行われられません。これを通過してようやく仮釈放が許されます。仮釈放審理が行われる頻度も少なく、仮釈放許可率も低いいため、仮釈放の可能性はあっても、無期受刑者のほとんどが外へ出られず刑務所で生涯を終えます。

対してスイスは、終身刑だけでも仮釈放の可能性があり、しかも15年間(例外で10年間)の服役で仮釈放の資格がもらえます。このようなところから、日本とスイスの刑罰の重土の違いが分かります。

## ② <宗教から見る違い>

まずは仮説で述べた宗教面の違いから見ていきたいと思います。日本は宗教を深く信仰している人が少ないため、文化として深く残っている仏教を日本の宗教として、スイスはキリスト教であり、カトリック教徒が多いためカトリックとします。調べたところ、罪の償い方としての宗教も「懺悔」という考え方が共通してあるようです。懺悔とは、罪の告白をして許しを請うことを表しています。

仏教における懺悔とは、サンスクリット語の「忍」という文字が使われており、この「忍」という文字は「苦難に耐えること、罪を許して忍びのように他人に求めること」を表します。懺悔の方法は2つあり、布薩と自恣があります。ともに罪の告白をして許しを請うことには変わりありませんが、宗旨宗派によってそれぞれに体系化されてきました。布薩は、半月に1度修行する者同士が集まり、犯した罪を自発的に告白して、長老の許しを受け取るものです。自恣とは、夏安居(夏の3ヶ月間修行僧が集まって修行すること)の最終日に、修業する者同士がお互いに批判をし合い、犯した罪があれば各自が告白をするものです。

キリスト教のカトリックでは懺悔とは切り離された「告解」という考え方があります。司祭に罪を告白し、許しを受けて償いをするための儀式で、本来は神に対して罪を告白するのですが、キリストの教えによって弟子である司教や司祭にも罪を許す権限が与えられています。

比べてみると、仏教では「他人」に許しを求めてほしいのに対し、カトリックでは「神」並びに神に罪を許す権限が与えられた司教や司祭に許しを求めて

ことが分かります。仏教の懺悔の方法2つに共通している「自らの犯した罪を告白する」というのは、「許してもらおう」ということよりも「自分の罪を再認識する」ということの方が強いように私は感じます。また、自恣ではお互いに批判し合うことから仏教では許しを受けることよりも、自らの罪を実感して責任を持つというところに重点を置いてあるように感じます。対してカトリックは、司教や司祭にも罪を許す権限を与えていることから、誰もが神の許しを受けることができるようになっており、「許す」ことに重点を置いておられるように思います。

### <刑罰の役割>

次は刑罰の役割について見てみたいと思います。刑罰の役割としては、ほとんどの国が「犯罪を予防すること」でした。ですが、驚くべきことにスイスの専門家の間では、懲役や禁錮刑にはあまり利点がないという見方をする人が多いのです。その根拠は主に、「再犯抑止効果は懲役刑も禁錮刑も、執行猶予や罰金、エレクトロニック・モニタリング(遠隔モニタリングシステム)といった、より軽い刑罰と変わらないから。」というものです。バルン大学(スイス)のワッツ教授は「懲役・禁錮刑というのは基本的に、社会を危険から守るためのもの。つまり犯罪者を監禁することで、おとなしく社会にとって無害な人間に変えることだ。懲役・禁錮刑のもつ意味はそれだけだ。」と述べ、再犯抑止効果はないとして、懲役・禁錮刑に反対しています。その一方でワッツ教授の意見とは反対に「再犯率を理由に懲役・禁錮刑を反対するのはおかしい。」として、物議を醸しています。

また、スイスにおいては短い刑期が原則として避けられています。これは、服役中に犯罪性向が高まり、出所後さらに犯罪行為に手を染めやすくなるからだと考えられているからです。学術的には証明されていませんが、スイスでは定説となっています。

一方、日本では死刑廃止問題が話題となっています。死刑制度について内閣府が5年に1度実施している世論調査の2019年に行った結果では、「死刑をやむを得ない」と容認する割合は80.8%で2014年度の前回よりも0.5ポイント増え、「廃止すべきだ」と答えた人は9.0%で前回より0.7ポイント減り、残りは「分らない」と答えました。死刑を容認する割合は4回続けて8割を超えました。死刑容認の理由としては、「被害者や家族の気持ちがおさまらない(56.6%)」、「凶悪犯罪は命を持って償うべきだ(53.6%)」、「凶悪犯を生かしておくと同じ罪を犯す危険がある(47.4%)」の順に多く、廃止を求める理由としては「裁判に誤りがあったら取り返しがつかない(50.7%)」、「生かして罪の償いもさせた方がよい(42.3%)」と続きました。スイスの懲役・禁錮刑問題と比べると、それぞれの意見の理由に大きな違いがあります。スイスは「犯罪を犯すためには」も考えたものを理由にしているのに対し、日本は「被害者の気持ちに寄り添い、犯罪者は許さぬ。」というような感情論が目立つように思います。

死刑廃止国が殆どヨーロッパ州では、刑罰の役割は「犯罪を予防すること。」の他に、「本人に自らの過ちを理解させ、自責の念を持たせ、その人物を更生させ、最終的には社会復帰させること。」があると考えています。さらに、死刑廃止後に犯罪が激増したというケースもないため、「死刑には犯罪抑止効果がない。」と訴えています。こうして見てみると、日本は犯罪者に厳しく、スイスなどの死刑廃止国は犯罪者にも寄り添っているように思えます。

### <性格の違い>

実はスイス人と日本人の性格はよく似ていると言われています。

ドイツ人気質といわれるスイス人の性格は、とても真面目です。時間に厳しく、自分の仕事をきっちりこなし、勤勉で几帳面な儉約家です。日本人も同様に、時間を守り、ルールやマナーを重んじる、真面目な性格です。

その他に、スイスは山々に囲まれており、日本は海に囲まれているという、どちらも地理的に孤立しているという点で共通点が見られます。

では、スイス人と日本人との大きな性格の違いは何なのでしょうか？それは、個人主義であるか否かという違いです。スイス人は個人主義で自分自身をはっきり主張し、我が道を行くような性格だといわれています。永世中立国であることや、EUに加盟していないことにも、心なしかそういう部分が出てきているように感じます。対して日本は、控えめで他人に合わせがちな性格をしています。

### <刑法の変化>

最後に刑罰を下す基準となる刑法の変化について見てみたいと思います。

スイス初の刑法は1942年にカール・シュトースの提案にもとづいて、連邦統一刑法典として成立しました。刑罰と保安処分二元主義を採用し、保安処分が刑罰を代替するものとして構成されました。その後、1954年に設置された専門家委員会を中心として刑法の全面改正が目指されましたが、諸事情により全面改正は一旦見送られて、成人に対する行政と保安処分の改革が進められた結果、1971年7月1日から改正刑法が施行されることになりました。しかし、少年刑法の改正に向けた作業、行政・保安処分以外の総則規定の改正と各則の諸問題の改正に向けた作業が先送りされていたことから、1971年に改正された刑法は一時的なものでした。刑法の全面改正は、ハンス・ツェルツによつて策定された1985年の草案を基礎として始まりました。その後、専門家委員会が策定した草案を経て、1998年に政府草案が公表されることになりました。その後も、何度も何度も修正が続き、最終案が2002年のことでした。この最終案が2003年の国民投票につけられ、少し修正を加えた後に改正刑法として成立し、2007年1月1日から施行されています。2006年のデータを基にしたヨーロッパの犯罪状況の比較研究によると、傷害罪で有罪となつた者の中で刑務所に収容されたのは

ヨーロッパでは平均37%でしたが、スイスではたった9%でした。大半は執行猶予付きの罰金刑を言い渡されました。2007年にスイスで改正された刑法が施行されて以来、刑務所に収容される犯罪者の割合はさらに低下してきます。

日本初の刑法となった旧刑法は1875年1月から、大木喬任司法卿の正院宛伺をもつて本格的に着手されました。しかし、その前年には既に司法省において刑法草案取調掛が設けられ、草案起草の下準備が始まりました。フランスの刑法典を基礎としており、ドイツ刑法やベルギー刑法、イタリヤ刑法草案など、当時のヨーロッパ諸国の刑法を参考にしています。明治初期につくられた刑律は当時の世相とそぐわず、明治5年に「四民平等」が宣言されるに伴って、華士族平民同士の婚姻の自由が認められ、全国民に兵役義務を課す国民皆兵の徴兵制度が採用されました。これを契機に武士の身分の特権的地位が失われていきますが、明治初期につくられた刑律には「四民平等」に対する優遇措置があり、このことが「四民平等」に反するとして79歳の批判を呼び起しました。また、不平等条約を改正するためには、国際社会から「文明国」として認められる必要がありました。その「文明国」の要件のひとつに法典の編纂があり、こうして新たな刑法の必要性が認識されて、旧刑法の編纂がはじまりました。刑法草案取調掛には、律令者であった鶴田皓を中心として、明法寮所属の官僚たちがその任に就きました。この時期はお雇い外国人であるボアソナードに意見を聞きながら、準備作業と草案起草作業を進めていきました。やがて「日本帝国刑法初案」が完成しますが、これは元老院に提出された後、司法省に返還されて、草案の編纂作業はやり直しとなりました。

これを受けてボアソナードがフランス刑法をもとに草案の作成を開始し、1876年5月から、その草案を基にして編纂作業が進められました。編纂作業はボアソナードと鶴田皓との審議を中心に進められ、1877年11月30日に「日本刑法草案」が大政官に提出されたが、これも却下されました。この時期には旧刑法の枠組みが決まって、刑法草案取調掛ではフランスおよびヨーロッパ諸国の刑法を踏襲することが大まかな流れとして決定されていました。上記のボアソナード案に対して律形式の刑法思想による修正が加えられました。

その後、法典編纂は司法省から大政官へと移り、1877年に12月に大政官内に設置された刑法審査局によって進められることとなります。審査局の総帥には伊藤博文が就任し、幹事に陸奥宗光、委員には細川潤次郎、津田出、柳原前光、井上毅、鶴田皓などが選ばれ、この段階でボアソナードは排除されたが、ここにおいてもボアソナードの刑法案に準拠して編纂作業がなされました。そして1879年6月25日に、刑法審査修正案が完成しました。その後、大政官から

元老院へと編纂作業が拘り、1880年3、4月にかけて刑法審査修正案が元老院で審議され、同年7月17日に刑法が太政官第36号布告により公布、1883年7月1日に施行されました。旧刑法において中心的な役割を担ったボアソナードは折衷主義と呼ばれる刑法理論を奉じており、旧刑法にもその思想が反映されているとされています。折衷主義とは、功利主義と広報思想を合わせた刑法理論であり、この2つの主義(思想)を折衷していることからこの名がつけられています。折衷主義は「犯罪」を、社会的害悪と道徳的害悪の2つから意味づけをします。社会的害悪は違法を意味し、刑罰はこれを予防するためにあります。この点は功利主義的な目的主義にもとづく刑罰観に対応しています。道徳的害悪は「道義的責任」を意味し、刑罰はこの責任のためなされているものであり、この点が広報的刑罰観に対応しています。

こうしてやっとのこと完成した旧刑法ですが、旧刑法の施行された1883年には早くも司法省において刑法改正の議が唱えられたのです。理由は2つあり、第1に、旧刑法の持つ自由主義的・近代的性格が急進的であり、少なくとも当時はそのように映ったことです。旧刑法施行前後から、自由民権運動の激化に伴い、藩閥政府は旧刑法の兇徒聚集罪による他、「近代的立法を日本的に畸形化する様」にしか作用しなかった一連の相次ぐ「治安立法」をも、弾圧すると同時に、国会開設の要求に答えるべく準備する中で、1885年に華族制度を設けて、皇室の藩屏としたのでした。このことから、藩閥政府は、封建的・非民主的であり、旧刑法の近代的・自由主義的であることに矛盾するものであることが分かります。第2に、旧刑法が社会防衛上の必要性に応じられなかったことです。藩閥政府の富国強兵政策の結果、日本の資本主義は急速に発展し、日清・日露両戦争を以て独占的となったこと、明治維新による旧社会の解体およびそれに続く社会的混同などにより、犯罪の激増をもたらしました。折衷主義が反映されている旧刑法では対応しきれなかったのです。

こうして旧刑法の改正の必要性があると認めた司法省では、早くも1884年、1885年頃に改正案を作成して太政官に提出し、太政官ではこれを調査して改正案を作成したのです。一方、ボアソナードが起草した旧刑法の改正案は1889年、1890年頃に出来あがり、これら複数回の改正案を参酌して作成されたのが、1892年4月1日、第1回帝国議院に提出された刑法草案です。この草案は衆議院の審査委員会で調査されましたが、議決を見ずに会期が終了してしまったので、司法省では1893年1月に刑法改正審判委員会を設け、上記の草案を取り調べ、1896年にその案が脱稿したため、裁判所や弁護士会の意見を求め、まだ不十分であるとされたため、1900年に法典調査会の審議にかけてできた改正案を1900年2月に第十五回帝国議院に提出しました。しかし、貴族院の特別委員会で議事終了のまま会期を終了

い、この改正案は成立しませんでした。そこで政府はこの改正案を全国の裁判所並びに弁護士協会等に諮詢し、改正の大体および各条項について意見を求め、さらにこれを法典調査会の議に付しました。同会ではこれらの意見および、1902年第16回帝国議会に提出しました。この改正案は貴族院で修正可決されましたが、衆議院で審査未了のまま会期が終了しました。翌年1904年に、前案に若干の修正が加えられた草案が第17回帝国議会に提出されましたが、議会在解散されて議事にのほりませんでした。その後、政府では上記の改正案についてさらに審査を加え、多少の修正をして案が成ったので、1907年第23回帝国議会に提出しました。これは貴族院において修正可決され、衆議院においてさらに修正されたので、両院協議会を開き、そこで得られた案が両院の議決を得て成立し、同年4月法律第24号として公布され、翌年1908年勅令第163号により、同年10月1日より施行されました。これが、現行刑法です。その後現在までに計345回改正されています。

5. 考察 様々な観点からスイスと日本の罪に対する意識の違いを比べてみて、スイスは「どうしたら犯罪を減らせるのか。」という現実を冷静に見つめて対処するような姿勢で、日本は「犯罪者を絶対に許さない。」「被害者の気持ちを考える。」といった犯罪者に厳しく、被害者に優しいという“悪”に対して厳しい姿勢が見られます。それは、「どうしたら犯罪をなくせるか。」という事ではなく、ただ「悪」を許さない。」という気持ちから表れているのだと思います。

また、それぞれの国の刑法の変化と性格を調べてみて、スイスは他国と違ってとてもゆるい判刑や刑罰がなされています。スイスなりの独特な刑罰基準であることから、「我が道を行く」という性格があらわれているのではないのでしょうか。

対して日本は、刑法を作るときにヨーロッパの刑法を参考に編纂したり、改正する際も、お雇い外国人のボアソナードに草案を任せたりしたことから常に他国の意見を参考にしながら作っていることが分かります。刑法改正の時も何度も何度も修正を繰り返していることから、日本人の「慎重で、他人に合わせる」という性格があらわれているように感じます。

こうして比べて見ると、罪に対する意識の違いは宗教による違いではなく、考え方や性格といった精神面による違いだと思えます。

6. まとめ 今回、「刑法」について調べて見て「刑罰」についても深く考えようと思えました。調べる前までは、私もテレビで犯人の判決のニュースなどを見てみると「悪」ことをしたんだから、もっと重い判決が出ればいいのに。」と思っていました。でも、スイスの刑罰の役割についての考えから、自分の気持ちではなく、



「どうしたら犯罪を減らせるのか。」ということを考えることが大切だと学びました。18歳になると、選挙権を持つと同時に裁判員に選ばれる可能性があります。もし、裁判員に選ばれたら実際に自分の意見が犯人の判決に影響するので、刑罰についてよく知り、どのような刑罰を下すのが適切なのかを考えてほしいです。

また、私達は日本の死刑制度についてももっと考えるべきだと思います。アンケート結果の意見を見ていると感情的な考えで簡単に自分の立場を決めているように感じました。一人一人が真実に刑罰と向き合うことで、よりよい刑罰が下せるようになり、そうすればより安全な日本になると思います。

## 7. 参考文献

・「死刑」 森達也

・「500冊の死刑～死刑廃止再入門～」 前田朗

・「Q&A 日本と世界の死刑問題」 菊田幸一

・「裁判員のための刑事法入門」 前田雅英

・「犯罪心理学」 内山絢子

・刑罰のはなし - 中野区立図書館

<https://library.city.tokyo-nakano.la.jp>

・Title スイスの刑事制裁制度 ;

<https://core.ac.uk>

・懲役は凶悪犯だけ？ スイスの軽微な刑罰制度 - SWI swissinfo.ch

<https://www.swissinfo.ch>

・小鐵小梅 - お坊さんの「お葬式

<https://sousou-shiki.jp>

・スイス人男女の性格・特徴・恋愛観とは？

<https://belcy.jp>

・来日前情報日本人・日本文化とは - 奈良先端科学技術大学院大学

<https://www.naist.jp>

・EUMAG「死刑制度のない世界」を目指すEUの取り組み

<https://eumag.jp>

・Fact Check「日本の無期懲役は一生刑務所ではなく、出所して行くのが通例」は本当か？

<news.yahoo.co.jp>

・スイスの「普通とは違う」刑法制度 - SWI swissinfo.ch

<https://www.swissinfo.ch>

- ・「死刑制度やむを得ない」8割超 内閣府調査 4回連続

<https://www.asahi.com>

- ・スイスの2007 - CORE

<https://core.ac.uk>

- ・明治初期の思想状況と旧刑法の意義

<https://kokushikan.repo.nii.ac.jp>

- ・明治期の新派刑法学の思想的特徴から

<https://www.arsvi.com>

- ・刑法改正の問題点 - CORE

<https://core.ac.uk>

- ・明治維新以後の刑法制定史と未遂規定 - CORE

<https://core.ac.uk>